

平成29年12月15日

未来を考える脱原発四電株主会 御中

四国電力株式会社

貴平成29年11月20日付質問書に係るご回答

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申しあげます。

題記質問書においてご質問い合わせておりました内容につきまして、下記のとおり、ご回答いたします。

敬具

記

1 ご質問1について

原子力発電所への火山灰落下に関する影響評価については、原子力規制委員会において、新たに設定する気中落下火砕物濃度や降灰による作業環境の悪化等を想定した場合においても、原子炉の停止等の操作を行えるよう、火山影響等発生時の体制整備等に係る規制基準が取り纏められ、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等が改正され、本年12月14日に公布・施行されました。

当社は、更なる安全性向上の観点から、正式改正前に、この新たな規制基準に基づく対策を講じることとし、9月27日に公表しておりますとおり、10月3日から開始している伊方発電所3号機の定期検査において、非常用ディーゼル発電機の吸気系統に着脱可能な火山灰フィルタを設置する火山灰対策工事を実施しております。

当社といたしましては、「原子力の安全性向上への取り組みに終わりはない」との認識のもと、新たな知見が得られた場合には、迅速かつ的確に対策を講じるなど、更なる安全性・信頼性の向上に向け、不断の取り組みを積み重ねてまいる所存です。

なお、12月13日、広島高等裁判所において、平成30年9月30日まで伊方発電所3号機の運転差止めを命じる仮処分の決定が出されました。今回の決定において、当社の主張が認められなかつたことは、極めて残念であり、到底承服できるものではなく、当社といたしましては、早期に仮処分命令を取り消していただけるよう、決定文の詳細を確認のうえ、速やかに異議申立ての手続きを行ってまいります。

2 ご質問2について

特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」といいます。）は、新規制基準において設置が要求されている設備であり、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷する恐れが

ある場合または炉心が損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設です。新規制基準においては、特重施設とは別に、航空機衝突等を想定した状況における消火活動の実施や炉心・原子炉格納容器の損傷を緩和するための対策等が求められており、当社は、新規制基準により設置した可搬式の安全対策設備等により、これらの対策を既に適切に講じておりますが、特重施設は、更なる安全性・信頼性向上のためのバックアップ施設として設置するものです。

伊方発電所3号機の特重施設は、平成33年3月22日までに設置することが求められています。当社は、本年10月4日に、特重施設に係る伊方発電所3号機の原子炉設置変更許可をいただきました。特重施設の完成予定期につきましては、原子炉設置変更許可申請当初においては平成31年度としておりましたが、その後の審査内容を踏まえた設計見直し等を考慮して、平成32年度に見直したものであります。

当社といたしましては、万が一、重大事故等が発生した場合でも、新規制基準を踏まえて設置・準備している安全対策設備や発電所運営体制により、安全性を確保できると考えておりますが、特重施設は更なる信頼性の向上に向け、事故時対応の重層化を図るものであることから、引き続き、特重施設の早期の完成を目指してまいります。

また、特重施設の設置費用は、約550億円となる予定です。設置場所につきましては、テロ対策設備としての性質上、セキュリティの観点により、お答えいたしかねますので、ご了承ください。

3 ご質問3について

伊方発電所における万一の原子力災害発生時の避難計画の策定にあたりましては、愛媛県や伊方町をはじめとする自治体の皆さんにご尽力いただいているところであります。当社といたしましては、原子力事業者として、事故収束だけではなく、避難計画にも積極的に関わってまいりたいとの思いから、愛媛県や伊方町にご相談させていただき、佐田岬半島の発電所西側エリアの避難拠点に放射性物質防護機能を備えた当社所有のクリーンエアドームを配備することといたしました。

避難計画におきましては、道路・港湾等の状況に応じて、陸路避難・海路避難・空路避難・屋内退避などの多様な対応方法が準備されております。これに加えて、今回のクリーンエアドームの配備は、万一の原子力等の複合災害時において、事故等によって避難できない方々の収容に備えるものであり、発電所西側エリアの住民の方々の更なる安全・安心に貢献できるものと考えております。

当社といたしましては、今後とも、避難計画を含む原子力防災の充実および実効性向上に向けて、ハード・ソフト両面から積極的に対応してまいる所存です。

また、こうした対応はもちろんのこと、まず何よりも重要なのは、避難を必要とするような大事故を起こさないことであり、当社といたしましては、これからも安全を最優先に伊方発電所を運営してまいります。

4 ご質問4について

エネルギー資源に乏しいわが国が、将来に亘りエネルギーを安定的に確保していくためには、エネルギー政策の基本的な視点であるS（安全性）+3E（安定供給、経済効率性、環境適合）を実現していくことが極めて重要であり、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの良い電源構成が必要あります。

こうしたことを踏まえ、当社といたしましては、原子力発電を、低廉で良質な電気を安定的にお届けするという基本的使命の達成はもとより、事業経営の安定化と将来を見据えた事業戦略の展開のために欠かすことのできない基幹電源と位置付けております。

原子力発電のコストについては、国の審議会において、

- ・資本費や運転維持費、追加安全対策費や核燃料サイクル費用などの発電費用
- ・福島第一原子力発電所事故を踏まえた事故対応費用
- ・立地交付金や研究開発費などの政策経費

などを考慮したとしても、石炭火力やLNG火力をはじめとする他の電源よりも低い水準であることが示されております。

当社におきましては、昨年9月に伊方発電所3号機が通常運転を再開し、その後も安全・安定稼働を継続することなどを通じて、電力供給の安定化に寄与していることに加え、収支の改善も進んでおります。

こうしたことから、伊方発電所につきましては、今後とも、更なる安全性・信頼性の向上に向けた不断の取り組みを積み重ねてまいるとともに、新たな規制基準への対応や独自の対策を通じて安全を確保したうえで、引き続き活用してまいりたいと考えております。

5 ご質問5について

当社は、法令および証券取引所規則の定めに基づく情報開示に加えて、株主・投資家の皆さまにとって有用と判断される情報についても、積極的に開示し、経営の透明性を高めております。

情報開示にあたっては、公平性・迅速性の観点から、当社ホームページを積極的に活用するとともに、情報取得機会の多様性や情報アクセスの利便性に資する情報開示のあり方についても前向きに検討・実施しております。

また、当社は、株主・投資家の皆さまとの建設的な対話に向け、株主の皆さまへの当社業績の概要等を記載した資料の送付、株主の皆さまからのご質問等への回答、さらには証券アナリスト・機関投資家を対象とした取締役による会社説明会（年2回）や担当部署による証券アナリスト・機関投資家との個別面談（年100回程度）など、当社の経営方針や事業運営に対する一層の理解促進のための諸活動を積極的に行っております。

これらの諸活動の実施にあたっては、関係部門が相互に連携するとともに、事業運営に係る最新動向に関する適時・適切な情報共有に努めております。

さらに、開示情報を社内で共有化することはもとより、株主の皆さまとの面談内容や

会社説明会における質疑内容の取締役への報告など、株主・投資家の皆さまとの対話で得た意見や要望・評価について確実に社内にフィードバックすることで、今後の会社経営や業務運営に適切に反映し、サービス・業績の向上に役立てております。

当社は、「地域と共に生き、地域と共に歩み、地域と共に栄える」という基本精神のもと、企業としての持続的な成長と地域の発展に取り組んでおりますが、この取り組みは、株主・投資家の皆さまをはじめとする全てのステークホルダーのご理解と信頼の上に成り立つものであるとの認識のもと、今後とも株主・投資家の皆さまとの建設的な対話に取り組み、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

四国電力株式会社 総務部 株式・文書グループ